

消費者支援功労者表彰等実施要領

平成 22 年 12 月 15 日
消費者庁次長決定
平成 23 年 10 月 3 日
平成 25 年 9 月 2 日
平成 26 年 8 月 4 日
平成 28 年 7 月 12 日
令和元年 9 月 25 日
令和 2 年 7 月 15 日
令和 5 年 8 月 25 日
令和 7 年 8 月 27 日
一 部 改 正

「消費者支援功労者表彰等実施要綱」（平成22年12月13日内閣総理大臣決定）に基づき、消費者支援功労者表彰等の実施に際し必要な事項を下記のとおり定める（「消費者支援功労者表彰等推薦要領」（平成22年12月15日消費者庁次長決定）によるものを除く。）。

記

1. 消費者支援功労者選定会議

消費者庁に、消費者支援功労者選定会議（以下「選定会議」という。）を置く。

（1）選定会議の業務

選定会議は、消費者支援功労者表彰等推薦要領に基づき、関係府省庁、都道府県、政令指定都市、独立行政法人国民生活センター及び広域的な活動を行う消費生活関係団体から推薦された個人又は団体・グループを、提出された資料等と別紙選考基準に基づき適正に審査し、被表彰者等案を作成する。

（2）選定会議の構成等

- ① 選定会議は、その設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成とする観点から、消費者庁次長が5人以内の委員を任命する。ただし、原則として70歳以上の者を委員に任命しない。

- ② 委員の任期は、1 年以内とする。
- ③ 委員は、再任されることができる。ただし、10 回を超えて任命されることはできない。
- ④ 選定会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

(3) 選定会議の事務

選定会議の事務は、消費者庁消費者教育推進課において行う。

2. ベスト消費者サポーター章の特別枠

ベスト消費者サポーター章の中に特別枠として、年齢が 39 歳以下の者を対象とした青年部門を設ける。

青年部門

① 個人

表彰年度において、年齢が 39 歳以下の者

② 団体

表彰年度において、構成員の大部分の者の年齢が 39 歳以下であること

3. 表彰等の数

内閣総理大臣表彰は 5 件程度、内閣府特命担当大臣表彰は 15 件程度及びベスト消費者サポーター章は 30 件程度とする。

4. 表彰状等

表彰状及び書状は別記様式とする。

附 則（令和元年 9 月 25 日消教推第 49 号）

この決定は、令和元年 9 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 15 日消教推第 219 号）

この決定は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 25 日消教推第 385 号）

この決定は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 27 日消教推第 470 号）

- 1 この決定は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。
- 2 この決定の施行の際、現に委員としての残任期間を有する選定会議の委員

である者の任期は、この決定による改正後の消費者支援功労者表彰等実施要領 1.（2）の規定にかかわらず、この決定の施行の際におけるその者の委員としての残任期間と同一の期間とする。

別紙

選 考 基 準

項目	概要
波及・将来性	活動が他の地域や個人、団体・グループに広く普及しているか、あるいは将来普及することが期待できるか。
貢献・成果	消費者支援活動としての貢献、成果が顕著であるか。
積極性	高度又は難しい分野において積極的な活動を行っているか。
独自性・新規性	活動が他に先んじて実施されたものか。他の個人、団体・グループのモデルとなるような内容であるか。
継続性	今後、活動を永続させるための工夫をしているか。